

## 半田常滑看護専門学校管理組合 告示第2号

半田常滑看護専門学校管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年半田常滑看護専門学校管理組合条例第1号）第5条の規定に基づき、平成22年度における半田常滑看護専門学校管理組合の人事行政の運営等の状況について次のように公表する。

平成24年1月18日

半田常滑看護専門学校管理組合  
管理者半田市長 榊原純夫

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（平成22年4月2日～平成23年4月1日）

採用者数	1人
退職者数	2人

(2) 職員数（平成23年4月1日現在）

職員数	14人
-----	-----

## 2 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況（平成22年度決算）

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
240,837千円	3,004千円	123,207千円	51.2%

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成22年度決算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
15人	60,952千円	19,569千円	22,402千円	102,923千円	6,862千円

(3) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	178,800円
	高校卒	144,500円
専任教員職	大学卒	203,900円
	短大卒	198,300円

(注) 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者の2年後の給料額について掲げている。

(4) 専任教員職の経験年数別給料（平成23年4月1日現在）

区 分	経験年数5年	経験年数10年	経験年数15年
短 大 卒	265,200円	303,300円	340,500円

(注) 看護師免許取得後、臨床経験を積み、30歳で採用された者の給料額について掲げている。  
初任給は、専任教員給料表の2級39号としている。

## (5) 一般行政職・専任教員の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

## ア 一般行政職の級別職員数

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部 長	部次長 監	課 長 主 幹	課長補佐 副主幹	主 査	主 事	書 記	事務員	
職 員 数		1人		1人		1人			3人
構 成 比	%	33.3%	%	33.3%		33.4%	%	%	100.0%

## イ 専任教員職の級別職員数

区 分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	校 長	副 校 長 教務主任	副教務主任 実習調整者	専 任 教 員			
職 員 数		2人	1人	8人			11人
構 成 比	%	18.2%	9.1%	72.7%			100.0%

## (6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	393,112円	461,198円	53歳1月
専任教員職	326,855円	382,870円	45歳2月

## (7) 昇給期間短縮の状況（平成22年度）

職 員 数 A	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	比 率 (B/A)
15人	0人	0%

## (8) 職員手当の状況（平成23年4月1日現在）

期末・勤勉 手当	期 末	勤 勉	
	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.6月分	1.35月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

退職手当	自己都合等	定年・勸奨
	平成22年度中の一人 当たり平均支給額	3,668千円

地域手当 平成22年度 決算額	支 給 対 象 地 域	全 地 域
	支 給 率	6%
	支 給 対 象 職 員 数	15人
	支給対象職員一人当たり平均支給月額	255,662円

特殊勤務 手当 平成22年度 決算額	支給対象職種	専任教員
	職員全体に占める手当支給職員の割合	66.7%
	支給対象職員一人当たり平均支給月額	22,279円
	手当の種類	教務手当

時間外 勤務手当 平成22年度 決算額	支給総額	177千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	89千円

区分	内 容
扶養手当	配偶者 13,000円
	配偶者以外 2人目まで6,500円(配偶者のない場合の1人目は11,000円) (16歳から22歳までの子については、上記の額に5,000円を加算)
住居手当	持家者、借家・借間居住者とも一律4,500円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額(最高50,000円)
	自動車等使用者 自宅と勤務公署との距離に応じ、最高40,000円

(9) 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	報酬等の月額
管理者	3,350円
副管理者	3,350円
議長	3,350円
副議長	3,350円
議員	3,350円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成23年4月1日現在)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7.75時間	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 主な休暇の種類(平成23年4月1日現在)

区分	付与日数	区分	付与日数
年次休暇	1年につき20日	骨髄移植	必要と認められる期間
出産	産前8週間及び産後8週間	ボランティア	1年につき5日以内
育児時間	1日につき2回各30分以内	住居滅失等	7日以内
子の看護	1年につき5日以内	交通遮断	必要と認められる期間
忌引	親族区分に応じ1日~10日	妻の出産補助	必要と認められる期間(3日以内)
結婚	8日以内	リフレッシュ	勤続10年は2日 勤続20・30年は3日
選挙権等行使	必要と認められる期間	夏季休暇	1年につき5日
証人等出頭	必要と認められる期間		

(3) 育児休業等取得者数(平成22年度中に取得した職員数)

区分	男性	女性
育児休業取得者数	0人	0人
計	0人	0人

#### 4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分の状況（平成22年度）

処分の種類	処分者数	処分事由
休 職	0 人	
降 任	0 人	
免 職	0 人	

(2) 職員の懲戒処分の状況（平成22年度）

処分の種類	処分者数	処分事由
免 職	0 人	
停 職	0 人	
減 給	0 人	
戒 告	0 人	

#### 5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する研修等の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた職員としての義務を周知徹底するため、随時、学内運営会議や通知文書により、サービス規律の徹底を図っています。

(2) 営利企業等への従事許可の状況（平成22年度中に申請のあったもの）

該当なし

#### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

(1) 研修の状況（平成22年度）

実施した研修は、次のとおりです。

研修区分	回数	日数	受講者数	研修名等
学会研修	8回	26日	21人	・日本看護診断学会 ・日本がん看護学会・日本看護学教育学会 ・日本看護学会（・看護教育・小児看護・老年） ・愛知県看護教育研究会夏季研修会・看護教員看護教育研修会

(2) 勤務成績の評定の状況

組織の目標を踏まえて職員が自ら設定された目標の達成度及び職務上発揮した能力を適正に評価することにより、職員の主体的な職務の遂行及び能力の開発を促すことを目的として人事考課を実施している。

原則として、第1次評定者及び第2次評定者により、各職員に与えられた3つの考課項目（成績考課、執務態度考課、能力考課）の各評定要素について総合評価する。

#### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（平成23年4月1日現在）

愛知県都市職員共済組合に加入し、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき、職員の掛金に合わせ、事業主として負担金を支払っています。

平成22年度	決算額
	18,779千円

- (2) 職員互助会補助金（半田市職員互助会条例（昭和41年半田市条例第16号）の規定による補助金）  
職員の相互共済及び福利厚生を図るため、全職員が半田市職員互助会に加入しています。半田市職員互助会対し、職員の掛金に合わせ、補助金を支払っています。

平成22年度	補助金額	会 員 数
	82千円	18人

(3) 安全衛生管理体制

ア 安全衛生管理体制の概要

職員が安全かつ健康に公務に専念できるよう、半田常滑看護専門学校安全衛生管理規程（平成16年規定第7号）の定めるところにより、安全衛生推進者（事務長）を長とする安全衛生管理体制を整備し、職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を推進しています。

安全衛生管理体制として、安全衛生委員会を設置しています。

イ 職員の健康診断の実施状況

検診名	対象者数	受診者数
定期健康診断	0人	0人
人間ドック	15人	14人
合計	15人	14人

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害（通勤災害）の発生状況（平成20年度）

区分	認定件数
公務上の災害	0件
通勤による災害	0件

イ 公務災害補償基金負担金（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金）

区 分	金 額
平成22年度	108千円

8 公平委員会の業務（愛知県人事委員会に委託）の状況（平成22年度）

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置要求件数	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

備考 地方公務員法第7条第4項の規定により、愛知県人事委員会の公平委員会に事務委託しています。処理すべき事務は、地方公務員法第8条第2項に規定されています。その主な内容は次のとおりです。

- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること
- 上記には至らないような職員の人事管理上の苦情処理（苦情や相談への対応）